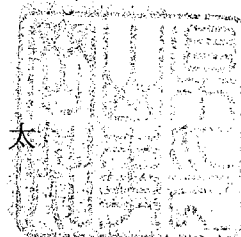


令和 7 年度かかりつけ医機能報告に係る労働者派遣業務に関する技術提案を求める公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 7 年 11 月 25 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太



記

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 7 年度かかりつけ医機能報告に係る労働者派遣業務
- (2) 業務内容 別添「令和 7 年度かかりつけ医機能報告に係る労働者派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 事 業 費 1, 290, 500 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格に関する事項

技術提案に参加できる者は、下記の要件を全て満たしている者とする。

(1) 基本的要件

- ①岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- ②入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 9（その他）、小分類 3（人材派遣サービス）」に登録され、格付区分が A であること。
- ③入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ⑤岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑥岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- ⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く）

く。)でないこと。

⑧岡山県税を滞納していない者であること。

(2) 守秘性に関する要件

企業の服務規程において、業務上知り得た情報を漏らさない旨の条件を付していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

本業務を通じて得た情報により、企業として新たな営利を得るものでないこと。

(4) 業務執行体制に関する要件

岡山県内に事業所があり、かつ県下一円を業務エリアとしていること。また、本事業を円滑に遂行するための事務執行基盤を持ち、資金、人員について十分な管理能力を有していること。

(5) 業務実績に関する要件

過去3年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、別添仕様書に定める業務と同種のものを受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

3 担当部局の名称等

岡山県保健医療部医療推進課 医事班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-226-7403 (直通)

FAX: 086-224-2313

E-mail: iryo@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案手続等

本業務に技術提案を希望する者は、次項の「6 提案書」で定める書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 仕様書及び様式の配布の期間及び場所

ア 配布期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月8日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県保健医療部医療推進課ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 提案書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月8日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。)

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本業務の仕様書等に関する質問は、「質問・回答書(様式第1号)」で令和7年12月5日(金)午後5時までに、上記3あてに、ファックス又は電子メールにより行うこと。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

イ 質問に対する回答

回答はファックス又は電子メールにより行う。なお、必要に応じて、内容を岡山県保健医療部医療推進課ホームページに掲載することがある。ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

6 提案書

提出する提案書は、以下のとおりとする。

- (1) 提案書(様式第2号)【原本1部+写し4部】
- (2) 実施計画書(任意様式)【原本1部+写し4部】
- (3) 見積書(任意様式)【原本1部+写し4部】
- (4) 誓約書(様式第3号)【1部】
- (5) 組織概要書、役員名簿(任意様式)【1部】
- (6) 岡山県税の全税目について滞納がないこと(又は、課税がないこと)を証する書類【1部】

※「令和7年度岡山県生産性向上・職場環境整備等事業補助金に係る労働者派遣業務技術提案作成要領」により作成すること。

※提案書は、1社1案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則として認めない。

7 審査基準及び審査手続き

- (1) 提案書が提出された場合は、岡山県保健医療部内に設置する選定委員会において審査する。

- (2) 別途県が定める審査基準により、各提案内容について相対的に評価し、契約候補者を決定する。

8 結果の通知方法

前項の審査結果は、提案者あて通知するとともに、岡山県保健医療部医療推進課ホームページにおいてその旨を公表する。

9 契約

- (1) 契約形態は、労働者派遣契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と労働者派遣契約の協議が整い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、契約を締結しないことがある。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

10 その他

- (1) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) 契約候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。